

平成 28 年 6 月 15 日

静岡県立大学学部長・研究科（院）長様  
静岡県立大学短期大学部部長様

静岡県立大学学長  
静岡県立大学短期大学部学長

学部（大学院・短期大学部）教員内部昇任に係る提案基準の作成について（依頼）

現在、教員の採用及び昇任に係る教員の選考は公募を原則としていますが、「国際関係学部の改革等に係る提案」に基づき、本学にとって望ましいと判断される場合には、公募によらない方法で教員の内部昇任を円滑に実施するため、学部（大学院・短期大学部）（以下「部局」という。）からの提案基準について、部局での検討結果を尊重しつつ、全学的な合意に基づき明確化してまいります。

つきましては、部局によっては、作成済の場合もあると存じますが、下記の点を留意し検討の上、部局教員内部昇任に係る提案基準（以下「提案基準」という。）を報告されますようお願いいたします。

なお、全ての提案基準が提出された後、関係者のヒアリング後、理事長等と協議し、作業を進める予定です。

## 記

### 1 提案基準作成に伴う留意事項

以下の項目とし、部局判断で適宜項目を追加することを可能とする。

#### (1) 基本的な考え方

- ① 教員個々の実情にとらわれず、部局としての教員配置の方針を踏まえた提案基準であること。
- ② 複数の学問分野を有する部局もあるため、複数の提案基準を設けることも可能とする。
- ③ 教育が業務の中心（例：体育、語学、実習）となる教員が在籍する部局においては、当該教員に求められる役割を考慮した基準とすること。
- ④ 大学と大学院の提案基準を兼ねることも可能とする。

#### (2) 昇任の提案が可能な要件

昇任先の対象職位において教員定数の空きがあること。

#### (3) 昇任の提案に伴う具体的な基準

可能な限り、職位毎に具体的な根拠をもった提案基準とすること。

#### (4) 「公募に寄らない方法により選考する方が望ましい場合」に関する記載

昇任の提案対象者が教育・研究・社会貢献・大学運営のいずれかの項目で本学への貢献実績があり、今後も同様の貢献が見込まれる者であること。

### 2 報告期限及び提出先

平成 28 年 8 月 9 日（火）静岡県立大学事務局総務室 中条宛 電話：054-264-5203

E-mail:soumu11@u-shizuoka-ken.ac.jp

#### 【参考】「国際関係学部の改革等に係る提案」Ⅱ-1-(2) 教員の内部昇任

教員の採用及び昇任に係る教員の選考は公募を原則としている。しかしながら、公募によらない方法により選考する方が本学にとって望ましいと判断される場合には、公募によらない方法での昇任を行う。そのための要件については、各学部での検討結果を尊重しつつ、全学的な合意に基づき明確化する。また、運用に当たっては、その要件に基づき厳格に審査し実施する。